

高畠町空き家バンク登録物件改修等補助金

補助内容	<p>「高畠町空き家バンク」登録物件の改修等 を行う場合に、対象経費の一部を助成します。</p> <p>※町内の建築業者等を利用する場合に限る</p>
補助対象者	<ul style="list-style-type: none">① 「高畠町空き家バンク」に物件又は利用希望登録をしていること② 建築業者と工事請負契約を締結すること③ 補助対象者及び世帯員並びに施工する町内建築業者等に町税等の滞納がないこと
補助対象 空き家等	<ul style="list-style-type: none">① 高畠町空き家バンクに登録された物件② 「補助対象者」と「空き家利用希望者」間で、賃貸契約又は売買契約がされた物件
補助対象工事	<ul style="list-style-type: none">① トイレ、風呂、台所、洗面所等の改修・修繕② 内装、屋根及び外壁等、主要構造部の改修・修繕③ 家財道具等の運搬及び廃棄④ その他居住するために必要な住宅の改修・修繕
補助金額	<p>事業に要する費用の2分の1 上限50万円 (1,000円未満切捨)</p>

お問い合わせ：山形県高畠町建設課 建築住宅係
☎0238-52-4481



高畠町空き家バンク登録物件改修等補助金

《通常 確認事項・手順表》

事前確認	補助内容等	▶別紙『交付規程』⇒「第1条」、「第2条」
	補助対象者	▶別紙『交付規程』⇒「第3条」
	補助対象工事・空き家	▶別紙『交付規程』⇒「第4条」、「第5条」
	補助金額	▶別紙『交付規程』⇒「第6条」
申請者	交付申請	▶別紙『交付規程』⇒「第7条」 ◎提出書類 <input type="checkbox"/> 交付申請書【様式第1号】 <input type="checkbox"/> 事業計画書【様式第2号】 <input type="checkbox"/> 資金計画書【様式第3号】 <input type="checkbox"/> 賃貸契約書又は売買契約書 <input type="checkbox"/> 改修等工事の見積書等の写し <input type="checkbox"/> 工事前の写真 ※A4用紙に3枚程度の大きさを、各施工箇所につき2方向以上撮影 <input type="checkbox"/> 改修承諾依頼書並びに承諾書【様式第4号】 ※賃貸契約の場合
	町	交付決定
申請者	実績報告	▶別紙『交付規程』⇒「第10条」 ◎提出書類 <input type="checkbox"/> 実績報告書【様式第8号】 <input type="checkbox"/> 収支決算書【様式第3号】 <input type="checkbox"/> 改修等工事の請求書及び領収書等の写し <input type="checkbox"/> 工事中・完了後の写真 ※工事前と同方向で撮影
町	補助金の確定	▶別紙『交付規程』⇒「第11条」 ◎報告書等の審査、書類確認、現地調査後、「補助金交付確定通知書」にて 申請者へ 通知。 ※施工業者へ「確定通知書」の送付を希望される場合は事前にお知らせください。
申請者	交付請求	▶別紙『交付規程』⇒「第12条」 ◎交付確定後、「助成金交付請求書【様式第10号】」に必要書類を添付し提出。
町	助成金の振込	▶上記の交付請求書提出後、振込み手続き開始。約10日～14日以内に振込み。